

兵庫県公報

令和元年6月11日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（健康増進課）	1

公布された法令のあらまし

●受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第2号）

受動喫煙の防止等に関する条例の一部改正により、対象施設における受動喫煙を防止すること等のために施設管理者が講じなければならない措置の内容が見直されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月11日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第2号

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 受動喫煙の防止等に関する条例施行規則(平成24年兵庫県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第10条第4項(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)」を「第10条第4項、第11条第7項」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「第10条第4項第3号(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)」を「第11条第7項の規定による同項第3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第10条第4項第1号」を「第11条第7項の規定による同項第1号」に改め、「(条例第11条第7項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第10条第4項の規定による表示 様式第1号の2

第2条の次に次の1号を加える。

(屋外喫煙区域における受動喫煙の防止等のために必要な措置)

第2条の2 条例第10条第1項に規定する規則で定める措置は、対象施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に屋外喫煙区域を設置することとする。

第3条中「第10条第1項」を「第11条第2項第1号」に改め、同条第2号中「煙」の右に「(蒸気を含む。以下同じ。)」を加える。

第4条中「喫煙する」を「喫煙をする」に改める。

第5条の次に次の1号を加える。

(20歳未満の者等に受動喫煙を生じさせる場所)

第5条の2 条例第20条の2第2項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 通学時間帯における通学路

(2) 祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）



禁 煙
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第2条関係)



様式第6号(裏面)の部中

「

(罰則)

第23条

2 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をしない者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

を

「

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(2) 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。

に改める。

第2条 受動喫煙の防止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とする。

第7条を削る。

第6条中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第9条とする。

第5条の2中「第20条の2第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第18条第3項」を「第16条第3項」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出し中「区域分煙措置」を「喫煙目的施設における措置」に改め、同条第1項中「第11条第2項第2号」を「第12条第3項第1号」に、「次に」を「前条各号に」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第11条第2項第3号」を「第12条第3項第2号」に改め、同項第2号イ中「扉等を設けることができない場合にあつては、昇降口において」を「昇降口において、」に改め、同条第3項を削り、同条を第6条とする。

第3条中「第11条第2項第1号」を「第11条第1項」に改め、同条第1号中「(以下「給気等のための開口部」という。)」を「及び出入口」に、「間仕切り、扉等(以下「壁等」という。)」を「間仕切り等」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 出入口において、風速0.2メートル毎秒以上の室内の方向への気流があること。

第3条を第5条とし、第2条の2を第4条とする。

第2条中「第11条第7項、第12条第6項及び第13条第4項」を「第11条第4項及び第5項(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)並びに第12条第7項」に改め、同条第2号中「第10条第4項」の右に「及び第11条第5項(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)」を加え、「様式第1号の2」を「様式第2号」に改め、同条第3号中「第11条第7項」を「第11条第4項(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)」に改め、「同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る」を削り、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第4号中「第11条第7項」を「第12条第7項」に改め、「同項第3号に掲げる事項に係る」を削り、「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第5号及び第6号を削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(喫煙目的施設)

第2条 条例第9条第1項に規定する規則で定める喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする対象施設は、健康増進法施行令(平成14年政令第361号)第4条各号のいずれかに該当するものとする。

様式第1号中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

様式第2号を削る。

様式第1号の2中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）



喫煙区域あり
Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

様式第4号（第3条関係）



様式第5号を削る。

様式第6号中「第6条関係」を「第9条関係」に改め、同様式（裏面）の部中「別表第1」を「別表」に、「第13条まで及び第16条第2項」を「第12条まで及び第14条第2項」に、「第23条」を「第24条」に、「第24条」を「第25条」に改め、同様式を様式第5号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号）附則第3項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例施行規則第3条の規定の適用については、同条中「第5項（条例第12条第6項）とあるのは「第5項（条例第12条第6項（受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。）附則第3項において準用する場合を含む。））」と、「並びに第12条第7項」とあるのは「並びに第12条第7項（改正条例附則第3項において準用する場合を含む。））」と、同条第2号及び第3号中「第12条第6項」とあるのは「第12条第6項（改正条例附則第3項において準用する場合を含む。））」と、同条第4号中「第12条第7項」とあるのは「第12条第7項（改正条例附則第3項において準用する場合を含む。））」とする。